

教科書及び指導書の館外貸出に関する申合せ

(平成 27 年 9 月 14 日 図書館運営委員会承認)

(趣旨)

1. この申合せは、教科書及び指導書の館外貸出に関し、必要な事項を定める。

(貸出禁止対象の教科書及び指導書)

2. 現行の教科書及び指導書は、奈良教育大学図書館利用規則第 12 条に定める貸出禁止図書とし、館外貸出を行わない。

附則

この申合せは平成 27 年 10 月 1 日から適用する。